

## 飯塚事件の再審開始決定をもとめる要請書

2024年6月5日、福岡地方裁判所（鈴木晋一裁判長）は、飯塚事件で死刑執行された故久間三千年さんの遺族が申し立てた第2次再審請求を棄却しました。

死刑執行（2008年10月）から16年経過した現在でも「無実の市民が誤った裁判で死刑に処されたのではないか？」という重大かつ深刻な疑問があるなか、「再審をひらき、真相を明らかにして疑問に答えるべきだ」と、再審開始を求める世論が強まるなかで、新証拠を門前払いにして出した棄却決定に、多くの国民から強い抗議や批判の声があがっています。

そもそも確定死刑判決は、久間さんを犯人とする直接証拠も間接証拠もなく、証拠の裏付けのない「情況事実」を寄せ集めたものであり、「合理的な疑いを超えた高度の立証がなされている」とは到底言えるものではありません。

第2次再審請求審の新証拠（女性と木村泰治さんの証言）は、確定死刑判決が有罪の根拠にした「情況事実」がなかったことを証明するものです。

(1)「事件当日は女兒2人を目撃していない」という女性の証言は、同時刻頃同じ三叉路にいた他の4人の「目撃していない」という供述と合致するもので、判決の誘拐現場と時刻の「情況事実」の存在を否定するものです。

(2)「事件当日の午前11時前ころ、八木山バイパスで軽自動車に女兒を目撃した」という木村証言は、2人の死亡推定時刻（午前9時半頃）を否定するものです。それは「同日午後本町商店で女兒目撃」との当時の報道とも合致します。

2人の証言は、検察が捜査記録などの証拠を開示していれば、さらに信用性が裏付けられ、他の証拠の証明力への影響があきらかになっていたはずですが。

新証拠（2人の証言）は、判決の誘拐現場と時刻や殺害時刻の結論を揺るがしています。確定死刑判決の根幹に合理的疑いを生じさせています。

貴職が、検察に証拠開示をおこなわせ、証拠による事実で事件の真相を明らかにするために再審開始決定をだされるよう強く要請いたします。

年 月 日

氏 名	住 所

【送付先】 810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 TEL092-713-0144

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 日本国民救援会福岡県本部

【取り扱い団体】 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 国民救援会愛知県本部

電話052-684-5825 FAX052-684-6355